

2025 年度入学 放送大学大学院 修士全科生における「授業料後払い制度」について

2024 年度から大学院修士段階（修士課程）の授業料について、日本学生支援機構（以下、「機構」という）が在学中の授業料を大学へ支払い、修了後の所得に応じて返還を行う「授業料後払い制度」（以下「本制度」という。）が創設されました。

放送大学大学院においては、授業料が科目数に応じて決定され、入学前に本人からの授業料等の納入が必要となるため、本人が授業料を一旦支払う必要がありますが、入学前に「授業料後払い制度」の利用申請をされ、入学後に本制度の対象となることが機構で決定した学生については、その授業料分が機構から学生へ振り込まれ、修了後の所得に応じて、本人から機構に返還することとなります。

本制度は貸与であり、修了後の所得に応じて、日本学生支援機構に返還する必要があります(保証料を合計した金額の返還が必要)。

修了後の返還については、本人年収 300 万円程度から所得に応じた返還が始まることとなります。但し、例えば子供が 2 人いれば、年収 400 万円程度までは所得に応じた返還は始まらないなど、特に、子育て期の納付が過大とならないよう配慮されます。《文部科学省ホームページを基に記載》

さらに本制度の利用の際、生活費等の支援として月 2 万円、又は 4 万円から学生が選択する額（無利子）を「生活費奨学金」として別途貸与を受けられます。

なお、本制度を利用した場合、機構の第一種奨学金の貸与を受けることができなくなります。本制度の利用を希望される方は、下記に従って手続きを進めてください。

1. 放送大学の対応

本制度利用希望者(2025 年度放送大学大学院修士全科生合格者)からの申請に基づき、学費の納入の際、2025 年度第 1 学期の授業料等は一旦本人が納入期限までにお支払いいただき、入学後に機構で当該学生の本制度採用が決定後、本人が支払った授業料分が機構から振り込まれます。

※日本学生支援機構の確認(選考)の上、本制度に採用されなかった場合においては、指定する期日までに納入された授業料は、そのまま本人が支払うべき授業料として充当されます。

(1) 対象者（以下のすべてを満たす者）

- ・ 2025 年度修士全科生新規入学者。
- ・ 日本学生支援機構の修士段階を対象とした月額 5 万円又は 8 万 8 千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者。
- ・ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者。

(2) 後払いの対象となる学費

- ・ 「授業料」
- ・ なお、「入学科」、「研究指導料」及び「臨床心理実習」は本制度の対象ではありません。

2. 申請方法

- ・本制度の利用を希望する場合は、「授業料後払い制度」希望申請書を下記 URL よりダウンロードし、記入後、下記の提出先 E-mail アドレスへ添付し提出期限までに送信してください。

【放送大学 Web サイト】

日本学生支援機構 奨学金 「大学院修士課程における授業料後払い制度について」

<https://www.ouj.ac.jp/admission/gakubu/scholarship/jasso/>

提出先 E-mail : g-shien@ouj.ac.jp

提出期限 : 2025 年 1 月 31 日(金)

(本件担当部署)

〒261-8586 千葉県美浜区若葉 2-11

放送大学 学務部 学習センター支援室 学生支援係

TEL : 043-276-5111 (総合受付)

3. 当面の予定(変更の可能性有)

- 2025 年 1 月 31 日(金) 本制度利用希望の申請期限
- 2025 年 2 月上旬～2 月中旬 放送大学から受理・不受理の連絡
《以下、受理のケース》
- 2025 年 2 月中旬～2 月下旬 2025 年度第 1 学期科目登録申請期間
- 2025 年 3 月上旬 科目登録決定通知書と学費の払込依頼書(払込取扱票)を発送
- 2025 年 3 月 31 日(月) 学費(入学料、研究指導料)の納入期限
- 2025 年 8 月中旬～8 月下旬 2025 年度第 2 学期科目登録申請期間
- 2025 年 9 月上旬 科目登録決定通知書を発送
本人から「授業料後払い」の申込み
放送大学から日本学生支援機構に「授業料後払い」の推薦
- 2025 年 11 月 日本学生支援機構における確認(選考)
日本学生支援機構から本人に奨学生の採用決定通知の送付
日本学生支援機構から本人に「生活費奨学金」の振込み
日本学生支援機構から本人に授業料相当額の振込み

「授業料後払い制度」と「日本学生支援機構 第一種奨学金」の比較表

項目		授業料後払い制度(院・修士課程)		日本学生支援機構第一種奨学金(院・修士課程)	
支援金額	授業料支援額 ※「入学科」 (48,000 円) 及び 「研究指導料」 (192,000 円) 及び 「臨床心理実習費」 (20,000 円) は対象外。	【授業料(修了要件単位数)】 《臨床心理学》 34 単位×12,000 円＝408,000 円 《臨床心理学以外》 30 単位×12,000 円＝360,000 円		貸与金額	50,000 円又は 80,000 円 ×24 ヶ月
	生活費奨学金	20,000 円、又は 40,000 円から学生が選択 ×24 ヶ月(40,000 円の場合×24＝960,000 円)			
	合計		最大《臨床心理学》 1,368,000 円 最大《臨床心理学以外》 1,320,000 円		合計
主な支援基準	【学力基準】 成績が特に優れ、将来、研究者または高度の専門性を有する職業人として適切な者 【家計基準】 本人(いれば配偶者を含む)の収入年額により判定(約 290 万円)			同左	
	2024 年度以降に国内の大学院に進学した者				
利子有無	無利子			無利子	
保証制度	機関保証のみ			人的保証または機関保証	
授業料免除と併用	可 ※ 授業料の減免等を受けた場合には、原則、減免等の「後」の額が本制度の対象となる。このため、大学院において授業料が全額免除になった場合、対象額は 0 円となることがある。			可	
返還免除制度	申請可			申請可	
返還方式	【卒業後の納付】 ・ 所得に応じた納付が始まる年収基準:300 万円程度 ・ 上記年収を上回る場合:課税対象所得の 9%を納付 ・ ただし、扶養する子については、独自の扶養控除を創設。⇒子供が 2 人いれば年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらない。			【貸与終了後の返還】 ・ 奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて 7 か月目に返還開始 ・ 「所得連動返還方式」と「定額返還方式」の選択 ・ 「所得連動返還方式」 (返還初年度の返済月額)定額返還方式により算出した返済月額の半額 (返還 2 年目以降の返済月額)前年の所得に応じて 10 月～翌年 9 月の返還月額を算出	
減額返還制度	利用不可			利用可	
貸与始期	初回振込月は秋以降予定			4 月、10 月(在学採用)	
授業料納入の猶予	採用決定まで猶予			猶予されない	
貸与総額	貸与総額＝授業料支援金＋保証料＋生活支援金(希望者のみ)			貸与総額＝貸与希望月額×貸与月数－保証料(機関保証のみ)	